

予 防 接 種

65歳以上の方に高齢者インフルエンザ予防接種を実施します

高齢者インフルエンザ定期予防接種を次のとおり実施します。

個別通知はしませんので、接種を希望する方は、左表の市内医療機関で接種してください。なお、市外の医療機関で接種を希望される方は、必ず事前に健康増進課までご連絡ください。

■高齢者インフルエンザ及び

肺炎球菌ワクチン医療機関一覧

医療機関	電話番号	インフル	肺炎
石橋総合病院	(53)1134	○	○
大栗内科	(53)5850	○	○
大柳内科・眼科	(51)2400	○	○
角田内科医院	(53)5665	○	○
グリムこどもクリニック	(51)1515	○	○
佐藤内科	(53)1305	○	○
島田クリニック	(53)8000	○	○
しもつけ腎・内科クリニック	(32)6681	○	○
都丸整形外科	(52)1010	○	○
新島内科クリニック	(53)8820	○	○
藤原整形外科	(52)0755	○	○
ふれあい漢方内科	(39)7047	○	○
海老原医院	(44)0163	○	○
岡田医院	(44)0021	○	○
小金井中央病院	(44)7000	○	○
国分寺さくらクリニック	(40)0203	○	○
ことうだ腎クリニック	(44)8345	○	○
しもつけ痛みのクリニック	(40)0307	○	○
ちば整形外科クリニック	(40)0811	○	○
宮澤クリニック	(44)3309	○	○
山本整形外科医院	(44)6820	○	○
カナザワアレルギークリニック	(40)1337	○	○
木村クリニック	(44)8211	○	○
グリーンタウンクリニック	(44)8311	○	○
しもつけクリニック	(32)6331	○	○
すずき内科・循環器科	(40)1260	○	○
ふじもとクリニック	(44)3322	○	×
南河内診療所	(47)1070	○	○
若草クリニック	(40)0123	○	○
自治医大ステーション・ブレインクリニック	(37)8721	○	○

下野市内に住所があり
①接種日において満65歳以上の希望者

②接種日において満60歳～64歳の方で「心臓・腎臓・呼吸器の機能」または「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能」に障がいがある希望者（身体障がい者手帳1級程度）

■接種期間 10月1日～平成27年2月28日まで
※流行前の12月中旬までの接種をお勧めします。

■接種回数 公費による接種は、1人年度内1回

■自己負担額 1,300円（接種時に医療機関へ直

接お支払いください。）
■持参するもの
・保険証
・障がい者手帳（対象者②に該当する方）
・生活保護受給資格者証（生活保護受給者の方）

■その他
・事前に医療機関に電話予約をし、接種してください。

・医療機関により接種開始時期が異なります。

・予診票とインフルエンザについての説明書は各医療機関にあります。

■問い合わせ先
健康増進課 ☎(52)1116

水痘(水ぼうそう)ワクチン予防接種が定期予防接種となりました

平成26年10月1日から水痘(水ぼうそう)ワクチンが新たに定期予防接種対象となりました。

水痘は、水痘・帯状疱疹ウイルスによってひき起こされる感染力の強い病気です。5歳までに約80%のお子さまがかかるといわれています。一般的に軽い症状ですむ病気と思われがちですが、稀に重症化すると脳障害を合併することもあります。また、一度感染すると、将来「帯状疱疹」を引き起こす原因ともなりますので、接種時期になったら、水痘ワクチンの予防接種を受けるようにしましょう。

■対象者

①生後12月から生後36月に至るまでの間にある方で、まだ水痘に罹患したことがなく、水痘ワクチンの予防接種を受けたことがない方。
②生後12月から生後36月に

至るまでの間にある方で、まだ水痘に罹患したことがなく、水痘ワクチンの予防接種を1回しか受けたことがない方。若しくは2回受けたが、接種間隔が3月未満の方。

③生後36月から生後60月に至るまでの間にある方で、まだ水痘に罹患したことがなく、水痘ワクチンの予防接種を受けたことがない方。(平成26年度のみ実施)
※対象となる期間は、誕生日の前日までです。

■接種回数及びスケジュール

①の方…2回。1回目を生後12月～生後15月の間に行う。(生後36月までは接種可) 2回目を1回目接種後6月～12月の間隔をおいて行う。(3月以上の間隔を必ずおく事こと。)

※2回目は最短でも1回目接種後3月以上の間隔をおいて行うため、その間に3歳の誕生日を迎えた方は、2回目の接種が定期接種対象外となります。
②の方…1回。1回目の接種後3月以上の間隔をおい